

令和 6 年 6 月 5 日 6 月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番	許 斐 英 幸	2 番	田 中 二 三 輝	3 番	星 正 彦
4 番	宇 田 川 亮	5 番	野 口 美 恵 子	6 番	新 谷 留 晴
7 番	的 野 信 之	8 番	石 井 大 輔	9 番	許 斐 潤 一 郎
10 番	有 働 徳 仁	11 番	栗 田 美 和	12 番	西 藤 典 子
13 番	篠 原 哲 哉				

2 欠席議員は次のとおりである

なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

開会に先立ち、4月1日付け人事異動により、課長の交代がありますので、町長から紹介をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

4月1日付で人事異動を行いましたので、異動及び新任の課長の紹介を行います。まず、初めに、総務課長 梶栗恭輔です。前産業振興課長です。

○総務課長（梶栗恭輔君）

総務課長の梶栗恭輔です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

続きまして、まちづくり課長 高橋奈美江です。前総務課長です。

○まちづくり課長（高橋奈美江君）

まちづくり課長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○町長（岡崎邦博君）

次に、産業振興課長 柴田隆臣です。前まちづくり課長です。

○産業振興課長（柴田隆臣君）

産業振興課長 柴田隆臣です。よろしくお願いいたします。

○町長（岡崎邦博君）

次に、議会事務局長 武谷朋視です。前会計管理者兼会計課長です。

○議会事務局長（武谷朋視君）

議会事務局長の武谷です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

続きまして、新任課長を紹介いたします。会計管理者兼会計課長 小長光弘平です。前総務課財政係長からの昇格です。

○会計課長（小長光弘平君）

会計管理者兼会計課長 小長光弘平です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

以上で、職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和6年第3回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

行政報告の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に係る進捗状況についてご報告申し上げます。まず、施設設置の候補地については、本年2月27日に「ごみ処理施設候補地選定委員会」を設置し、計3回の委員会が開催され、候補地の選定が行われました。その後、先月29日に、ごみ処理施設候補地選定委員会から選定結果報告を受け、当初の7候補地から2候補地まで絞られたところです。また、今後の可燃ごみ処理方法については4案あり、一つ目が現RDF施設の継続利用、二つ目が可燃ごみ処理施設の新規建設、三つ目が現RDF施設を中継施設に改修し他市へ処理委託する。四つ目が中継施設を新規建設し他市へ処理委託する。以上のうち、二つ目の可燃ごみ処理施設を新規建設する方向で検討しています。なお、本年4月1日付で組合長が宮若市の塩川市長から、鞍手町町長である私岡崎に変更となっており、職員体制につきましても、昨年10月1日から、宮若市職員1名を派遣し、さらに本年4月1日からは、本町をはじめ、宮若市、小竹町からそれぞれ1名の職員を派遣しています。今後、施設整備に向けては、組合の組織体制を

整えるとともに、「株式会社エックス都市研究所九州事務所」と業務委託契約を締結し、施設整備に必要な計画を策定してまいります。先月 21 日には環境省を訪問し、「交付金制度の改善に関する要望」を行って提出してまいりました。令和 14 年度を目途に新たな施設整備に向けて取り組んでまいります。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（的野信之君）

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております

「令和 5 年度 鞍手町繰越明許費繰越計算書」

「令和 5 年度 鞍手町継続費繰越計算書」

「第 9 期 鞍手町高齢者保健福祉計画」

「第 7 期 鞍手町障がい福祉計画、第 3 期 鞍手町障がい児福祉計画」

「第 4 次 鞍手町男女共同参画基本計画」

「舟川隣保館等整備事業基本計画」

「鞍手町地域公共交通計画」

「鞍手町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

及び 監査より提出されております

「例月現金出納検査報告書」

を お手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において

1 番議員 許斐英幸議員 及び

2 番議員 田中二三輝議員 を指名します。

次に日程第 2 会期の決定を議題とします。今期、定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 14 日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 18 日までの 14 日間に決定しました。

次に進みます、日程第 3 議案第 24 号から日程第 14 議案第 35 号までの 12 件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第 3 議案第 24 号から日程第 14 議案第 35 号までの 12 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第24号から日程第14 議案第35号までの12件は、鞍手町農業委員会委員12名の任命であります。

本議案は、現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和6年7月19日をもって満了することから、農業委員会等に関する法律第8条第1項で、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」こととなっておりますので、鞍手町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間であり、別紙で候補者12名の履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第24号から日程第14 議案第35号までの12件の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第24号から議案第35号までの12件について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。議案第24号から議案第35号までの12件については会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第35号までの12件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第24号から議案第35号までの12件について討論ありませんか

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に浦部 篤氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第24号は、同意することに決定しました。

次に、議案第25号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に遠藤幸男氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２５号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２６号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に香月宏一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第２６号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２７号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に幸田 剛氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第２７号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２８号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に小長光 隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第２８号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２９号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に島仲繁雄氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第２９号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３０号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に白石信幸氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第３０号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３１号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に田中 勉氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第３１号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３２号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に筒井浩一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第３２号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３３号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に深草雄介氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第３３号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３４号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会

委員に古野久和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第34号は、同意することに決定しました。

次に、議案第35号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に安永洋一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第35号は、同意することに決定しました。

次に進みます。日程第15 議案第36号を議題とします。ここで11番議員 栗田美和議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので退場願います。

(「栗田美和議員」退場)

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第15 議案第36号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第36号は、鞍手町農業委員会委員の任命であります。

本議案は、現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和6年7月19日をもって満了することから、栗田美和氏の任命について議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間であり、別紙で履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第15 議案第36号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号については会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第36号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第36号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に栗田美和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第36号は、同意することに決定しました。

ここで11番議員 栗田美和議員の入場を許します。

(「栗田美和議員」 入場)

次に進みます。日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日付で専決処分しました一部改正条例の承認であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第37号は、専決第1号鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、令和6年度の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税の実施等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

次に、日程第17 議案第38号は、専決第2号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ及び5割・2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。以上が、日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に進みます。日程第18 議案第39号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第18 議案第39号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第39号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において配置する職員数の最低基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が、日程第18議案第39号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号の3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第40号は、令和6年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費の安全対策費において、県道直方鞍手線の大字中山から大字猪倉に至る区間の開通に伴う、防犯灯の設置工事費として、1,316万7千円を追加しております。

次に、3款民生費では、公立保育所及び認定こども園への給食の材料値上がり分に対する経費として、公立保育所費で、171万6千円、認定こども園費で、336万円をそれぞれ追加しております。

次に、4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費において、ワクチン接種の影響により健康被害を受けられた方について医療費及び医療手当を給付するため、健康被害給付金給付費として、217万1千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、農地費において、防災重点農業用ため池に指定されている八久保池の堆積土砂の撤去費用として、1,430万円を追加しております。

次に、8款土木費では、橋梁維持費において、九州自動車道と交差する高速道路跨道橋3橋の撤去工事に係る作業場の土地購入費として、2,685万5千円を追加しております。一方、歳入では、歳出予算に関連する国庫支出金、県支出金などを追加しております。そして、これらの要因により生じた財源不足額4,457万1千円は、財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ6,290万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ131億3,980万円としております。

次に、日程第20 議案第41号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に係るもので、歳出では、1款総務費において、システム改修委託料を追加しております。一方、歳入では、4款県支出金の特別調整交付金分を追加しております。その結果、歳入歳出それぞれ689万2千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億6,121万1千円としております。

次に、日程第21 議案第42号令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、谷山池パイプラインの送水管に起因して、農業用ヒューム管が破損し、農業用水の漏水による道路陥没が発生したことから、送水管の管路切替え工事が必要となったため補正するものです。歳出では、工事費を、歳入では基金繰入金をそれぞれ638万9千円追加しております。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ1,351万6千円としております。以上が、日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第22 議案第43号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第22 議案第43号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第43号は、財産の取得であります。本議案は、新庁舎で使用する什器・備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で什器・備品リスト及び各階のレイアウトプランを添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第22 議案第43号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日6日から9日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時30分 ——